

Toyama Elementary school Volleyball Association

富山県小学生バレーボール連盟規約

第一章 名称・事務局

第 1 条 本連盟は、富山県小学生バレーボール連盟とよび、事務局を()に置く。

第二章 目的および事業

第 2 条 本連盟は、小学生によって編成されたバレーボールチームの親睦ならびに技術の向上を図り、バレーボール競技の発展に努めることを目的とする。

第 3 条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 講習会の開催
- (3) その他、必要と認める活動

第三章 組織

第 4 条 本連盟は、第2条の趣旨に賛同する県内小学生バレーボールチームをもって組織する。

- (2) 本連盟に、加盟しようとするチームは、その団体名・所在地・責任者の氏名を明記し、加盟金を添えて申請する。
- (3) 本連盟に専門部を置く。

1. 総務部 2. 競技部 3. 審判部 4. 指導普及部 5. ミニソフトバレー部

第四章 役員

第 5 条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長、1名を理事長、1名を副理事長とする。

第 6 条 役員は任期はすべて2ヶ年とし、留任は妨げない。

第 7 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長、副理事長は、理事の中で互選する。

第 8 条 理事は各ブロックから4名選出し、その他会長が必要と認めるときは委嘱することができる。

第 9 条 会長は本連盟の業務を統括し、連盟を代表する。

第 10 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときその職務を代行する。

第 11 条 理事長は会務を掌握し、理事会の決するところに従い会務を執行する。

第 12 条 副理事長は、理事長事故あるときその職務を代行する。

第 13 条 監事は、会計を監査する。

第五章 会議

第14条 本連盟には、次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

第15条 総会は、本連盟の全会員及び全役員をもって構成し、年1回開催する。

- (2) 総会は、会長が召集し議長となる。
- (3) 総会は、加盟チームの代表者の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数の議決をもって定める。
- (4) 総会は、次のことを審議決定する。
 1. 事業計画及び事業報告
 2. 予算及び決算の承認
 3. 役員の変更
 4. 規約改正
 5. その他、本連盟の重要事項

第16条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び理事をもって構成する。

- (2) 理事会は、会長が招集し、議長となる。
- (3) 理事会は、本連盟の重要事項を審議する。

第六章 会計

第17条 本連盟の経費は、補助金・参加料・及びその他の収入をもってこれに充てる。

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第19条 本連盟の加盟金は、毎年4月末日までに納付する。

第七章 付則

第20条 規約改正に関しては、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

第21条 本規約は、昭和59年4月1日より施行する。

- (2)本規約は、平成3年4月1日より施行する。
- (3)本規約は、平成15年4月1日より施行する。
- (4)本規約は、平成25年4月1日より施行する。